

課題解決に向けた取組の方針

1 課題解決の方向性について

少子高齢化の進展、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域社会においては人と人とのつながりが弱まりました。また新たに、地域の中で人々が健やかに暮らせることも、地域福祉の推進に必要であることがわかってきました。

大正区役所では、これまでも地域福祉を推進するために様々な事業を実施してきましたが、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」や「だれでも・いつでも・なんでも言い合える相談体制づくり」を進め、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を実現するため、重点的に5つの施策を進めていきます。

(1) 地域福祉の担い手の確保

近年、大正区においても人口が減少し、少子高齢化や核家族化の進行、高齢者の単独世帯が増加するとともに、地域福祉の担い手が減少しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一時休止したまま再開しなかったり、活動の規模を縮小した地域福祉活動もあり、新しい生活様式に対応しつつ、地域福祉活動の活性化を図る必要があります。

大正区役所では、あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、地域福祉活動に参加する市民の輪が広がるよう、積極的な情報発信に取り組むことで、地域が福祉課題の解決に向け自ら主体的に参加し、考え検討する状態となることをめざします。そのために、地域団体や関係者、テーマ型ボランティア※⁹や市民団体、NPO法人、専門職、そして社会貢献活動を行う民間企業などとの新しいネットワークを構築できるよう区社協とともに連携・協力していきます。また、様々な能力や特技を持つ人たちに着目し、地域で活躍する人材として活動の場につないだり、自分の良さを生かして地域福祉活動へ柔軟な参加ができるような方法について検討を行っていきます。

さらには、地域と行政が信頼関係のもと、協働して地域福祉を推進していくため、地域活動に参画する方々の負担軽減等についても検討するとともに、地域の取組のみでは解決することが困難な課題については、行政の施策につなぐ仕組みづくりを進めていきます。

※9 特定の地域問題の解決や前進に向け、一定の分野に特化した活動を行うボランティア

(2) 安心して子育てできる環境づくり

現在の少子化や核家族化の進行、都市化による地域コミュニティの希薄化に伴い、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大といった問題が生じています。一度深刻な事態に陥ってしまった時には、いくつもの問題を抱えていることが多く、ダメージが深くなり、リカバリーに時間がかかります。そのためには早期発見、早期対応を切れ目なくできる仕組みが必要です。

大正区役所では、妊娠期から中学校を卒業するまでのすべてのこどもたちの課題を把握し、継続した支援をしていきます。

(3) 複合的な課題を抱える生活困窮者を支える

大正区では、経済的困窮者が多いことに加えて、一つの家庭で複合的な課題を抱えていたり、社会的つながりが希薄であるため、支援につなぐに生活困窮者が多くなっています。

このような問題を解決するために、大正区役所では、要援護者支援や見守り支援など、関連機関との連携の推進及び生活困窮者に「断らない相談支援」を行うことに加え、自らSOSを発信できない家庭に対して手をさしのべてアウトリーチを行うことで、必要な支援へつなげていく包括的支援体制の構築を進めてきました。

引き続きアウトリーチによる支援と関連機関同士の連携強化に努め、総合的な相談支援体制の充実を図り、また、多くの人、身近な人が「気にかける」ことで、生活困窮者を見逃さず、支援が必要な人と「つながる」また「支え合う」ことができるよう、周知・啓発を継続し、「相談しやすい」体制づくりに努めます。

(4) 災害時に備える

近年自然災害が多発し、大きな被害が出ています。大正区においても他人事ではなく、地震による津波や台風による高潮浸水などの大きな災害がいつ発生するか、わからない状況にあります。いざ災害が起きると、日常の暮らしだけでなく命までもが一瞬にして失われます。

一方、誰もが歳を重ね高齢者になり、住み慣れたまちでいつまでも健康で安心して暮らしたいと思っています。医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステム^{※10}の構築を進めていますが、一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、日ごろから地域で見守られ、災害時には安全に避難できる支援の仕組みが必要です。大正区役所では、日ごろの見守り活動を進めるなかで、「要援護者名簿」を作成していますが、その名簿等を災害時にも活用し、支援が必要な高齢者や障がい者などの日ごろの見守りを地域で行うとともに、災害時の避難支援体制の充実に取り組みます。

※10 2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制。この体制の実現のために、自助（介護予防や自分自身のケア）、互助（家族や親戚、地域での暮らしの支え合い）、共助（介護保険・医療保険サービスなどの利用）、公助（行政サービス）という考えに基づき、地域住民・介護事業者・医療機関・地域・ボランティア等が一体となって地域全体で取り組むことが求められている。

(5) 健康寿命の延伸を図る

大正区民の健康状況について大阪市平均と比べると、男女とも平均寿命も健康寿命も低く、不健康な状態で過ごす期間が長くなる可能性が高い状況です。

また死因については、悪性新生物（がん）での死亡率が国や大阪市よりも高く、生活習慣病保有率や喫煙率が高いこともその一因です。

「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高めるため、区民の生活習慣の改善（①栄養・食生活 ②身体活動 ③休養 ④アルコール ⑤たばこ ⑥歯・口腔の健康）を促すとともに、特定健康診査・がん検診の受診勧奨による受診者数の増を図ります。また、喫煙率の改善のための取組を行います。

これらを通じて、区民の健康増進・健康寿命の延伸をめざします。

2 重点的に取り組むこと

(1) 日ごろの見守り体制の構築

ア 現状と課題

大正区の高齢者人口（65歳以上）は令和2年の国勢調査結果と令和5年の推計人口年報（各年10月1日）を比較すると20,040人から19,302人と減少していますが、人口も減少していることから、高齢化率は32.2%から32.5%と上昇しており、単独世帯の高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、高齢の親と障がいのある子の複合的な問題を抱えた世帯が増加しているのも現状です。また、障がい者手帳の所持者数も年々増加しており、何らかの支援を必要とする人が増えています。

また、近年では、8050問題や、長期間のひきこもり事例など、支援を必要とする世帯等の抱える課題は、複雑化・多様化・深刻化しています。そのため、適切な支援機関がすぐに見つからなかったり、関係機関との密な連携が必要であったり、課題の解決に結びつくまでに相当な時間を要し、対応が長期化する事案も増えてきています。

大正区役所は、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」により大正区社会福祉協議会に設置された「見守り相談室」や「地域見守り体制づくり推進事業」により配置している「見守り推進員」と協働し、行政と地域が保有する要援護者情報をもとに、地域への提供にかかる同意確認を行ったうえで、「要援護者名簿」を作成して活用することで、地域の日常的な見守りにつなげています。日ごろの見守りを実施していく中で、変化に気づいた人が自ら助けることができない場合や解決が難しい場合であっても、地域で見守り、適切な支援につなぐことが重要です。さらに、災害などいざという時に「どこにどんな人が住んでいて、どんな助けを待っているか」などの重要な情報を、安否確認や救助活動等に役立てることもできます。

イ めざすべき将来像

支援が必要でありながら適切な支援につながっていない人を把握し、地域の見守りや福祉サービスの利用につながるように日ごろの見守り体制が構築され、認知症高齢者等の見守りの強化による行方不明時の早期発見が可能な状態をめざしています。また、災害時における要援護者の避難支援体制の強化に向けて取り組みます。

ウ 具体的な取組

大正区では、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」により大正区社会福祉協議会に設置された「見守り相談室」、及び大正区独自の「地域見守り体制づくり推進事業」により各地域の福祉会館などに配置した「見守り推進員」と協働して日ごろの見守りを実施することで、各地域の実情に合った方法による見守り体制の構築ができるよう支援するとともに、日ごろの見守り活動等を通じて、顔の見える関係づくりやつながりづくりも進めています。また、「要援護者名簿」に記載されている方の状況確認と併せて、未登録の方にも個別訪問により事業内容を説明するなど、「要援護者名簿」の精度向上と見守り体制の充実を図っています。さらには、普段からの取組が災害時への対応にもつながることから、日ごろの見守り活動と防災の取組との間の連携・共有等を進めることにより、さらなる地域住民同士のネットワーク強化につなげます。

支援が必要な状況にあるにも関わらず、自ら相談することができない状態にある世帯等に対しては、個別訪問を重ねるなど、丁寧に本人との関係を築きながら、本人の置かれている状況を把握し、きめ細やかな支援を行う必要があります。大正区役所や「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、地域包括支援センターや区障がい者基幹相談支援センターなどの相談支援機関と連携し、適切な支援につなげます。制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、「総合的な支援調整の場（以下、「つながる場」という。）」の機能を活用して関係機関等が支援方針を共有し、適切な支援につなげるなど連携した対応を進めます。

（２）妊娠期から中学生までの切れ目のない支援体制（大正区版ネウボラ※¹¹）

ア 現状と課題

少子化や核家族化の進行や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、一層、地域コミュニティが希薄化、子育て世帯を取り巻く環境が変化する中で、家庭や地域における子育て世帯の機能の低下、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等といった問題が生じています。

また、児童虐待の相談対応件数は引き続き、高い水準で推移しています。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けたこどもが自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要となっています。

大正区では、妊娠期から乳幼児健康診査においては保健師を主な窓口とする子育て相談を行うとともに、家庭児童相談員等による家庭児童の福祉に関する相談を行い、子育てコンシェルジュ（利用者支援専門員）による子育て情報を随時発信しています。また、こどもとその世帯への気づきを保健福祉の支援につなげる「就学前（４・５歳児）こどもサポートネット事業」及び「こどもサポートネット事業」を実施しており、妊娠期から切れ目のない支援体制である「大正区版ネウボラ」を進めてきたところです。

その中で、こどもの発達特性に応じた保護者の関わり方や、生活困窮・ネグレクトなど家庭状況によるこどもへの影響が課題として見えてきました。また、不登校の児童・生徒数は増加しており、学習機会の確保を含めた支援の充実を図る必要があります。

※¹¹ 重大な児童虐待ゼロをめざして、妊娠期から中学生までのすべてのこどもたちの健康状態や生活状態を把握し、切れ目のない支援を行う取組。

イ めざすべき将来像

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、個々のこどもや家庭のニーズに応じた切れ目のない一体的な支援を行い、児童虐待の未然防止を図り、重大な児童虐待ゼロをめざします。

ウ 具体的な取組

子育て中においては、喜びを感じることもあれば、こどもの年齢や個性に応じて思うようにいかない不安が生じることや、家庭のライフスタイルに応じて利用できる支援制度がわからないことにより、家庭だけでは問題が解決しにくいこともあります。

令和6年4月より、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、母子保健・児童福祉双方の連携・協働を深め、虐待への予防的な関わりから個々の家庭に応じた切れ目のない一体的な支援を行うことにより相談支援体制の充実を図る目的で、「こども家庭センター」の運営が開始されました。虐待への予防的な関わりから、個々の家庭の課題やニーズに応えるために必要なサービスや地域資源を組み合わせ「サポートプラン」を作成し、関係機関と連携しながら効果的な支援を行います。

引き続き、「就学前（4・5歳児）こどもサポートネット事業」においては、区内の保育施設等へのアウトリーチ（訪問支援）を行うことにより、こどもや家庭の状況を早期に把握するとともに、地域資源や関係機関とのネットワークを活用し、適切な支援につなげていきます。

さらに、「こどもサポートネット事業」と連携し、スクリーニング会議で抽出された課題のあるこどもに対し、学習支援や登校支援を実施する大正区独自の取組である「学習・登校サポート事業」を実施します。具体的には、生活困窮やネグレクト・不登校等により学習機会を逃した児童・生徒を対象に、学校・自宅などで学習支援を行うほか、不登校傾向のあるこどもに付き添う形で登校支援を行うなど、個別のケースに応じたきめ細かい支援を行います。また、不登校により支援につながりにくい中学生を対象に、学校や家庭以外の第三の「居場所」を区役所に設置し、専門のスタッフが一人ひとりに寄り添った支援を行っていきます。

また、多様な保育サービスの内容やその利用方法、支援制度に関する情報について、広報紙はもとより、ホームページ、SNS（フェイスブック、エックス、ライン、Instagram）等を通じて発信を行うなど、ICT※12を活用した子育て支援に関する情報発信機能を強化していきます。

以上の取組を通じ、子育てに対して不安や負担を抱える家庭において、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎ、すべての子育て世帯が安心して子育てできる支援体制の充実を進めていきます。

※12 インターネットを通じて情報をやり取りする技術。

(3) 生活困窮者自立支援

ア 現状と課題

大正区においても、生活困窮者（家庭）は経済的困窮のみならず複数の課題を抱えていることが多く、多世代が関わる8050問題やヤングケアラー問題など、福祉課題が複雑多様化することで、既存の相談支援の仕組みだけでは解決できない事例が増加しています。ご家庭それぞれに課題があり施策分野ごとに支援機関が関わっているだけでは不十分なため、支援機関の連携による包括的で適切な支援を行う必要があります。

大正区役所では、生活困窮者自立支援について、「区自立相談支援機関（インコス大正）」による生活困窮者自立相談についての周知・啓発のほか、包括的相談支援体制構築のため、相談支援機関と区職員を対象とした研修会を行っています。また、区的全職員を対象とした研修及び庁内の担当者会議を行うなどして、庁内・庁外連携を促進し、協力し合える関係構築に努めてきました。

また、複合的な課題を抱えた世帯への分野横断的な会議として、生活困窮者の「支援検討会議」「支援実務者会議」及び「つながる場」を開催し、顔の見える関係づくりを進めてきました。個別会議の相談件数や開催数は増加しており、生活困窮者についての支援・アウトリーチの必要性についての連絡が入りやすくなっているものと考えます。

しかしながら、これまで以上に総合的な相談支援の仕組みを有効に機能させるためには、区役所の専門性とコーディネート機能の強化が不可欠であり、長期的な視野に立った人材配置と育成が必要です。

イ めざすべき将来像

区社協や民生委員・児童委員等と区役所が連携し、自らSOSを発信できない課題を抱えた家庭への迅速な支援につながるよう、支援を必要とする世帯が、包括的なサービスを受けられるような状態をめざします。

ウ 具体的な取組

大正区役所が中心となり周知啓発に努め、相談支援機関同士の「顔の見える関係づくり」を推進し、相互に業務内容への理解を深め、連携・協力し合える関係の構築を進めることで、各支援機関などで取り扱う複合的な課題を有する相談事例については、相談支援機関同士の連携による包括的な支援につなげていきます。様々な相談支援機関が連携することで、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、受け止めることができる相談支援体制の構築をめざします。

複合的な課題を抱えた家庭については、「生活困窮者支援検討会議」「つながる場」等の会議体を活用するなどして、分野横断的に連携・支援することができるよう、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

(4) 地域福祉課題解決への取組支援

ア 現状と課題

人々の暮らしの変化や社会構造の変化に伴い、複雑化、多様化する地域福祉課題を解決するためには、これまでの「公助」中心の施策から、「互助、共助」の取組を拡大し、地域の実情を把握している地域団体のほか、地域住民、NPO法人、企業などの様々な活動主体が、それぞれ地域福祉の意義と役割を意識しながら連携し、解決に向けた支援を行う体制が必要です。

そのため、区社協主催で行われている「地域支援会議」に大正区役所が参画し、地域の課題を共有するとともに、地域も自らの福祉課題解決のために話し合う「場」として主体的に参加することで、「互助、共助」の取組を進めています。

イ めざすべき将来像

大正区では、高齢者の医療、介護に加え、障がい、生活困窮、子育て教育、防災、健康づくりなどの福祉課題を、地域とともに考え、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」の実現のための取組が進められる状態をめざします。

ウ 具体的な取組

区民の身近な生活圏域である小地域（概ね小学校区）において、近くで暮らす住民同士が共に活動することで、支援が必要な人の存在に気がついたり、多くの人の共通の悩みごとがわかるきっかけとなっています。大正区ではこのような「気になること」を、近所の方をはじめ、民生委員・児童委員や見守り推進員、かかりつけ医や福祉事業者等の様々な方がキャッチし、支援につなげています。

大正区役所は、民生委員・児童委員、見守り相談室、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、福祉事業者等と定期的に情報交換を行い、個別の検討会議を開催するなど、支援が必要な方を適切な支援につなげます。加えて、事例検討会や研修、「つながる場」等の開催を通じて専門職のバックアップも行います。

さらに、区内各地域ごとに開催する「地域支援会議」を、地域が自らの福祉課題の解決のため主体的に参加し、個別ケースや地域の困りごとを含めて話し合う場とし、地域社会福祉協議会や地域まちづくり実行委員会※13をはじめとする地域団体と専門職、区社協、行政など関係機関がつながり、地域と様々な交流が可能となるよう、活用を図っていきます。

また、大阪市では、子どものころから福祉に親しみ関心を持つことができるよう福祉について学ぶ機会を設けていくこととしており、例えば中学校の生徒たちを対象に、各中学校の要望に応じたプログラム（訪問・体験授業など）を実施しています。それ以外にも、大阪市社会福祉研修・情報センターで地域福祉活動をテーマにした市民参加研修を開催するなど、様々な周知・啓発活動を行っています。

大正区役所においても、区社協が小中学校などで実施している福祉教育（車いす体験や高齢者体験等）を支援していくことで、若い世代から福祉を身近なものとして考えるきっかけとなるよう取り組みます。

※13 大正区の「地域活動協議会」のこと。おおむね小学校区を範囲として、地域団体やNPO法人、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組み。

(5) 健康寿命の延伸

ア 現状と課題

大正区においては、大阪市で2番目に高齢化率が高く、区民の健康診断の受診率についても、胃がん検診、大腸がん検診を除いて大阪市平均より低い状況にあります。

また、喫煙率も高く、多量に飲酒される方も多いことから、これらが平均寿命・健康寿命ともに大阪市平均を下回る一因となっています。こうした現状の改善に向けた取組を進める必要があります。

イ めざすべき将来像

区民が食生活や運動に関心を持ち、生活習慣を見直し、特定健康診査やがん検診を通じて、自らの健康状態を把握し、社会参加することで健康を維持できている状態をめざします。

ウ 具体的な取組

「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高めるため、区民の生活習慣の改善を促すとともに特定健康診査・がん検診の受診勧奨による受診者数の増を図ります。また、喫煙率の改善のための取組を行います。

また、令和6年2月に厚生労働省より「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」が発表され、生活習慣病のリスクを高める飲酒量（1日あたり平均純アルコール摂取量（男性：40g以上、女性：20g以上）を知って健康に配慮した飲酒を心がけることや、健康に配慮した飲酒の工夫について打ち出されたことから、ガイドラインに基づいた情報を発信していきます。

具体的な取組として、毎月発行している区広報紙での健康に関するコラム等の掲載、地域で実施されるイベントにおいて、保健師による血管年齢測定の実施や、骨粗しょう症検診を実施するとともに、がん検診の申込受付も実施しています。また、毎年10月には区民まつりと同時開催している「みんなの健康展」での、体力測定や歯の健康相談、栄養相談等の実施、また、例年6月～11月にかけて「健康わくわく塾」と称して、全13回にわたる健康講座（生活習慣病、健診の重要性、認知症、食事、運動など）を開催しています。

さらに、「地域健康講座」等、保健師や栄養士が地域に出向いて、介護予防やがん検診、女性の健康、禁煙、食生活など健康に関する情報発信を行うとともに、心の健康に関しても、外部講師を招いた講座を開催するなど、多岐にわたる健康に関する啓発・事業を実施します。

また、健康経営優良法人認定※14の取得をめざす等、企業が自社の従業員の健康づくりを経営的な視点で考え戦略的に実践する経営手法である「健康経営®」※15にかかる取組が区内企業で進められることで、区民の健康寿命延伸に資することが期待できます。認定を取得した企業をホームページで紹介するなど、取得のモチベーションを後押しし、企業とも連携していきます。

これらを通じて、区民の健康増進・健康寿命の延伸をめざします。

※14 特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから社会的な評価を受けることができる環境を整備することを目的に、日本健康会議が認定する顕彰制度。

※15 従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的には業績向上や株価向上につながると期待される。NPO 法人健康経営研究会の登録商標。

1 大正区地域福祉推進会議

大正区における地域福祉施策に関する専門的な意見を下記の委員等に求め、次の事項について協議します。

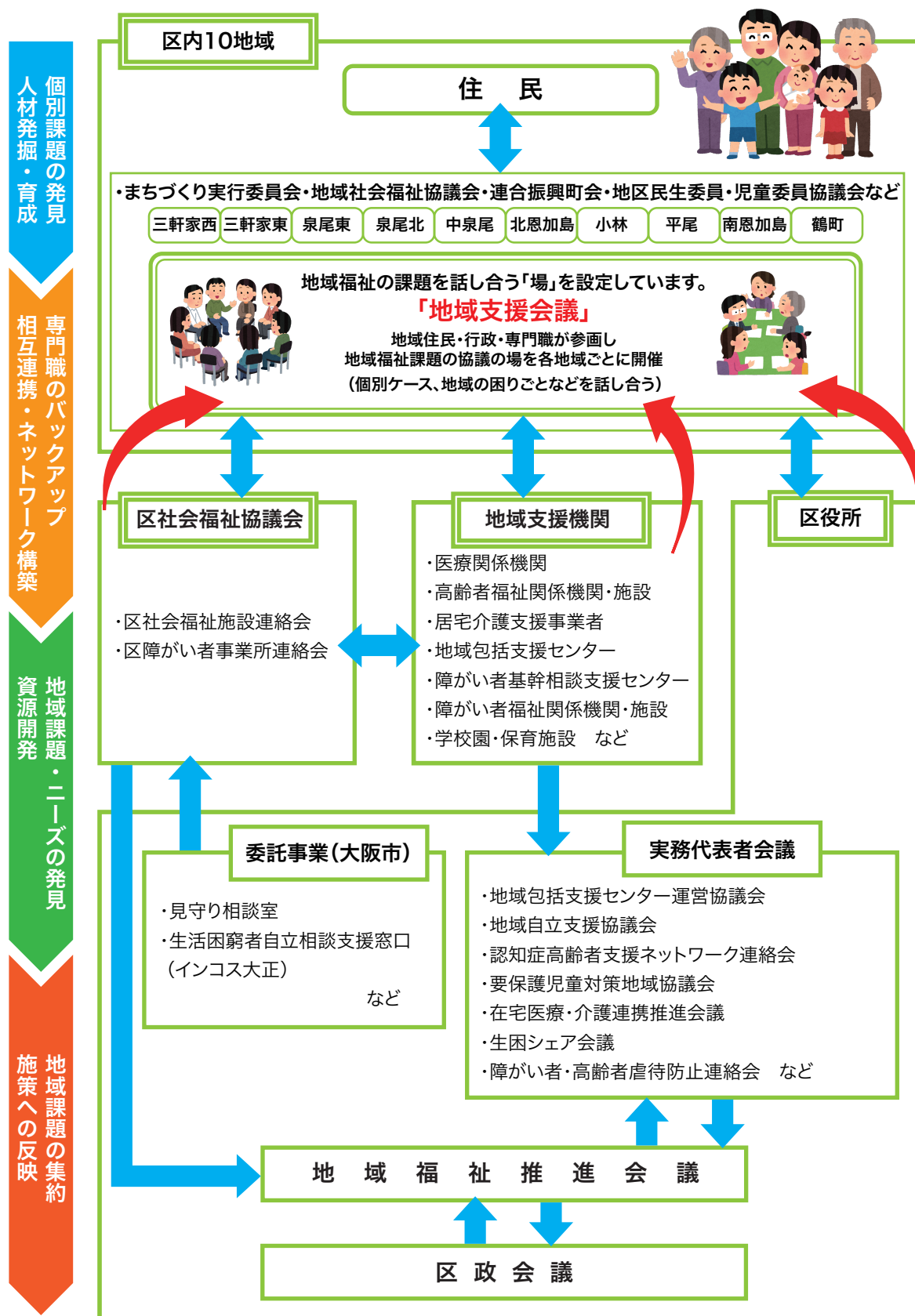
- (1) 大正区の地域福祉の推進のための方針の策定
- (2) 大正区の地域福祉に関して、重点的に取り組む課題
- (3) その他区長が必要と認める事項

大正区地域福祉推進会議委員名簿（50 音順）

氏名	団体名等	役職
榎 原 秀 一	大阪市大正区医師会	会長
金 本 沙也佳	大正区北部地域包括支援センター	管理者
川 上 満	大正区社会福祉協議会	会長
姜 博 久	大正区障がい者基幹相談支援センター	管理者
坂 井 裕 美	大正区子ども・子育てプラザ	マネージャー
鈴 木 大 介	大阪成蹊短期大学 幼児教育科	准教授
鈴 木 理 恵	大正区薬剤師会	会長
中 村 雅 一	大正区居宅介護支援事業者連絡会	代表幹事
中 山 盛 詔	大正区歯科医師会	会長
藤 田 徹	特別養護老人ホーム幸楽園	施設長
松 田 智 子	大正区社会福祉協議会	事務局長

（令和7（2025）年3月31日現在）

2 地域福祉課題の解決に向けた取組支援体制(イメージ図)





「大正区地域福祉ビジョンver.3」は、大正区ホームページでもご確認いただけます。

